

公述人に関する事項

公聴会は、公開とします。したがって、公聴会の傍聴および取材は会場の収容能力および公聴会の円滑な実施の観点から問題のない限り、自由とします。

(1) 公述の時間

公述1件あたりの公述の時間は30分以内とします。この30分には、起業者に質疑をされる場合の質問および回答に要する時間を含みます。持ち時間を超えて、意見を述べたり、質問をしようとする場合には、議長により、公述の中止を命じられることとなります。また、起業者に質問をする場合で、起業者の回答に要する時間を見込むと持ち時間を超えると認められる場合にも、同様に、公述の中止を命じられることとなります。他の公述人との持ち時間の融通は認められません。なお、公述人の申出希望者の人数によっては公述時間を変更する可能性があります。

(2) 公述の方法

公聴会当日は、公述をしていただく時間になりましたら、議長から公述席への移動を指示しますので、その指示を受けてから移動してください。それまでの間は、会場内に公述人控席を用意していますので、そちらでお待ちください。

公述は、口頭により行うこととし、原則として公述人が視聴覚機器を会場内に持ち込むことはできません。視聴覚機器（プロジェクター等）の使用を希望される場合には、必ず申出書の「公述において使用を希望する物品」の欄に記入をしてください。

(3) 公述については、以下の点にご注意ください。

- ・公述は、申出書に記入された意見の要旨または質問の要旨の範囲内で行ってください。
- ・本公聴会の目的は、主催者が事業の認定に関する処分を行うにあたって勘案すべき情報の聴取、収集にありますので、主催者を相手方として質疑を行うことはできません。
- ・申出書に質問を希望する旨の記載があるときは、主催者より質問の相手方となる起業者に対し、当該申出書の写しを送付することとなります。
- ・公述で用いる言語は、日本語とします。

(4) 公述を希望される方の申出方法

公述を希望される方は、別記様式の申出書（なお、申出書の用紙は安土コミュニティエリア整備推進室にも備え付けてあります。）に必要事項をご記入の上、持参又は郵送等により、令和6年5月16日（木）午後5時15分までに、「問合せ先」までご提出願います。郵送の場合は当日消印有効です。

(5) 上記期日までに申出書が到着しない場合、提出された申出書に必要事項の記載の不備がある場合等には、公述人となることができません。

公述人の数の制限等

本公聴会は、最大3時間30分の公述時間を予定しています。なお、公述希望の申出が多数ある場合には、議長により公述人の数を制限することとなります。同一人による公述の重複はできません。

公述は、原則として公述希望の申出をされた公述人本人のみすることができます。当日、公述人が出席できない等の場合において、公述人の代理人が公聴会に出席して申出書に記入された意見の要旨の範囲内で公述しようとする場合には、代理権限を証する書面等の提出によりあらかじめ主催者から許可を受けた者に限り代理人として公述することができます。

なお、公述人が他の公述人の代理人となることおよび代理人の重複は認められません。

公述人の数を制限するか否かにかかわらず、公述希望の申出をされた方については、令和6年5月31日までに、公述の可否を主催者から連絡させていただきます。（複数の者が共同して申し出ている場合には、代表者に連絡させていただきます。）

公述人となっていただく方は、当日、通知した時間までに余裕をもってご来場いただき、会場の受付にて公述人である旨をお申し出ください。万が一、遅れて到着した場合は、意見を述べる時間から遅刻時間を控除し、遅刻時間が意見を述べる時間を超えたときは、当該公述人は意見の陳述および質問をすることができないものとさせていただきます。

傍聴に関する事項

傍聴は、原則として自由とします。収容能力を超える傍聴希望の方が来られた場合には、先着順により傍聴人の数を制限します。

傍聴券は当日の受付時に配布しますので、これを受け取ってからご入場願います。なお、入場には当日発行の傍聴券が必要です。また、退場時に傍聴券は回収しますので、紛失されないようご注意ください。

傍聴される方は、みだりに席を離れず、会場内では静穏を保持されるようお願いいたします。もし、発言、ヤジ等により静穏を保持されないときは、公聴会の円滑な進行に支障となるとともに、他の傍聴人等の迷惑となりますので、主催者より注意し、又は退場等を命ずることがあります。

次のいずれかに該当する場合は、会場の入場をお断りすることがあります。

- ・凶器その他危険物と認められるものを携帯している方
- ・酒気を帯びての方
- ・児童および乳児。ただし、引率者があって議長が許可した場合は、この限りではない。
- ・その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる方

会場内における禁止事項等

公聴会の円滑な進行を図るため、以下の事項を必ず遵守願います。もし、守られない場合には、議長又は議長補助者により入場をお断りすること、又は退場等を命ずることがあります。

- ・公聴会に参加される方は、プラカード、拡声器、横断幕、のぼり、発煙筒等、公聴会の円滑な進行に支障となるおそれのある物を会場に持ち込み、又は他の公聴会の参加者の公述若しくは傍聴等の支障となるような行為をしないようお願いします。また、通行の支障となるような大きな物品を会場に持ち込まないようお願いします。
- ・荷物をお持ちの方は、荷物の中身の確認をさせていただくことがあります。また、会場への荷物の持ち込みをお断りすることがあります。
- ・会場への持ち込みをお断りする荷物については、その置き場を受付付近に設置しますが、紛失等の責任は負いません。
- ・公聴会開催中は、みだりに席を離れないでください。
- ・会場内では、帽子、外とう類は着用しないで入室してください。
- ・会場内では、携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに設定し、通話をご遠慮ください。
- ・会場内での飲食又は喫煙はご遠慮ください。

- ・公聴会に参加される方は、鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンなどを着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げるなどの示威的行為はしないようにしてください。
- ・公聴会に参加される方は、会場内および会場前等において、ビラ等の文書の配布、集会、署名の募集、募金、演説、物品の販売等をしないようお願いいたします。

新聞等の記者による取材に関する事項

新聞、テレビ等の記者の方は、公聴会の円滑な進行に支障とならない範囲内で、公聴会の取材をすることができます。なお、取材を予定される方は、公聴会の運営の都合上、事前に「問合せ先」までご連絡いただきますようお願いいたします。

議長および議長補助者に関する事項

議長が、会場内の安全の確保若しくは秩序の維持又は公聴会の円滑な運営を確保するため、発言の中止、退場等の指示・命令をしたときは、これに従ってください。

議長の補助者として、議長の権限の一部を代行するため、滋賀県知事が議長補助者を指名する予定であります。議長だけでなく、議長補助者の指示・命令にも従っていただきますようお願いいたします。

公聴会の打ち切りに関する事項

会場内の安全の確保若しくは秩序の維持又は公聴会の円滑な運営が困難となった場合には、議長により公聴会を打ち切ることとしております。この場合、打ち切り後に公述をすることとなっていた方は、公述ができなくなりますのであらかじめご承知おきください。

また、公聴会が打ち切られた場合には、それ以降の公聴会は実施されませんのでご注意ください。

なお、このような場合には、公聴会を打ち切った旨を会場入口に掲示します。

その他

公述を希望される方がいなかった場合は、公聴会を開催しない場合があります。また、公述を希望される方が少数であること、公聴会が途中で打ち切られ

たこと等により、公聴会が予定の時間より早く終了する場合があります。あらかじめご承知おきください。なお、このような場合には、その旨を会場入口に掲示します。

本公聴会の記録は、滋賀県のホームページにて公開する予定です。

本公聴会に関するお問い合わせおよび公述希望の申出は、下記の間合せ先までお願いします。

なお、開庁時間は、月曜日から金曜日（祝祭日を除く。）の午前8時30分～午後5時15分（正午から午後1時を除く。）です。

また、会場である「安土コミュニティセンター」へのお問合せは、ご遠慮下さい。

問合せ先

滋賀県土木交通部監理課 用地対策室

電話番号：077-528-4123

FAX 番号：077-528-4902

メールアドレス：yochi@pref.shiga.lg.jp